

労働者派遣事業に関する情報

改正労働者派遣法の施行に伴い、法第23条第5項及び同法施行規則第18条の2に基づく、労働者派遣事業に関する情報提供につきましては以下の通りであります。

株式会社ルフト・メディカルケア

本社：東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル28F

事業所名称：株式会社ルフト・メディカルケア 東京支店

所在地：東京都新宿区西新宿1丁目26番2号 新宿野村ビル28F

- ・派遣労働者の数： 1115人
- ・派遣先の数： 132件
- ・対象日： 2025/3/31
- ・労働者派遣の平均額： 17,589円
- ・派遣労働者の賃金の平均： 13,164円
- ・対象期間： 2024/4/01~2025/3/31
- ・マージン率： 25.2%
- ・福利厚生：メディカルケアクラブオフ、資格取得支援制度

・派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項（全て、有給・無料で実施）

キャリアコンサルティングの相談窓口 担当者：支店長 染井 講太郎 連絡先：TEL 03-5322-7422

・キャリアアップに資する教育訓練

- | | | |
|-----------------|---|--------------------|
| ①【入職時基礎的訓練】実施8h | 医療現場の接遇・マナー、病院・感染予防・医療介護についての基礎知識等 | ※OJT、またはOFF-JTにて実施 |
| ②【職能別訓練】実施8h | eラーニング研修（医療機関における感染予防策、身体介助、口腔ケア、入浴介助等の教育等） | ※OJT、またはOFF-JTにて実施 |
| ③【階層別訓練】実施8h | リーダー研修（マネジメント、コーチング等） | ※OFF-JTにて実施 |
| ④【その他】 | 接遇・マナー | ※OJT、またはOFF-JTにて実施 |

※全教育 有給、無料受講での実施 詳細はスタッフサイトに記載

派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合です。事業運営及び適正な雇用管理上、派遣労働者の賃金以外に下記の費用が必要となります。

- ・社会保険料：派遣労働者の社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）の半分、労災保険料、雇用保険料を雇用主が負担しています。社会保険料・雇用保険料の個人負担分については、雇用主である派遣会社が派遣労働者にかわって行政機関へ納付しています。
- ・福利厚生費：派遣労働者が取得する有給休暇、健康診断費用、慶弔休暇等に充当した費用
- ・教育研修費：資格取得支援、スキルアップ支援の為の費用
- ・広告宣伝費：派遣労働者の募集に必要な募集広告費
- ・派遣元会社経費：事業運営に必要なシステム維持費、オフィス賃料、通信費、人件費等の費用

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定書の有効期間： 2025/4/1~2026/3/31 ）

協定労働者の範囲

看護師・准看護師（病院・診療所）、看護師・准看護師（介護施設）、看護助手、その他の保健医療関係助手、保育補助者、家庭的保育者、一般事務員、他の電話応接事務の職業、医療事務員（調剤薬局を除く）調剤薬局事務員、総合小売店販売店員（百貨店・コンビニエンスストアを除く）、その他の施設介護の職業、求職等調理員（学校を除く）、ピッキング作業員、洗い場作業員

※なお、派遣先均等・均衡方式を取る派遣就業先で就業する派遣労働者は対象外とする。

賃金の決定方式

対象派遣労働者の賃金は、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額に、派遣先事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域に対応する地域指数を乗じたものとする。